

平成 28 年度香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会 開 催 結 果

1 日 時

平成 28 年 6 月 9 日（木） 午前 10 時～11 時 50 分

2 場 所

香川県社会福祉総合センター 7 階第 2 中会議室

3 出席者

- 委 員 角道弘文、木村晃子、熊谷幸治、野田法子、松本タミ、元山 清
(敬称略)
- 県 井川農村整備課長、有馬課長補佐、吉原、岩井
- 傍聴者 なし

4 開催（審議）内容

- (1) 平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況
- (2) 中山間地域等直接支払制度第 4 期(平成 27～31 年度)の概要
- (3) 平成 28 年度における制度の一部改正
- (4) 平成 28 年度の推進方策、その他

5 配付資料

- 資料 1：中山間地域等直接支払制度推進委員会の開催について
- 資料 2：委員会の公開・傍聴について
- 資料 3：平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について
- 資料 4：第 4 期(平成 27～31 年度)の概要について
- 資料 5：平成 28 年度における制度の一部改正について
- 資料 6：その他（平成 28 年度の推進方策 ほか）

6 開催（審議）結果

- (1) 平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況
実施状況を説明し、意見交換を実施した。
- (2) 中山間地域等直接支払制度第 4 期(平成 27～31 年度)の概要
概要を説明し、意見交換を実施した。
- (3) 平成 28 年度における制度の一部改正
概要を説明し、意見交換を実施した。
- (4) 平成 28 年度の推進方策、その他
推進方策について説明し、意見交換を実施した。

7 主な内容・意見

○平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

委員・第 3 期（平成 22 年度～26 年度）から第 4 期への移行時に、協定面積が減少した原因は。

→第 4 期に協定を継続しなかった集落などに行った調査の結果によると、協定を継続しなかった原因で、「農地の 5 年間の維持が困難」、「交付金の遡及返還への負担感」が多く挙げられた。これ以外に、社会の構造変化や T P P 交渉などで、「儲かる農業」の将来像が描けず、担い手が確保できなかったことも要因ではないか。

委員・当制度は、耕作放棄地の発生防止にどれぐらい寄与しているか。

→調査結果(前述)によると、第 4 期に協定を継続しなかった農用地のうち、13.1%にあたる面積で耕作放棄地が発生した。前回の移行（第 2 期→第 3 期）時の調査でも、継続しなかった農用地の 16.7%で耕作放棄地が発生しており、当制度は、耕作放棄地防止に一定寄与している。

委員・体制整備に取り組む協定のうち、68 協定で、農用地保全マップの目標設定に、「その他、将来に向けた適正な農用地保全」が選択されているが、具体的な内容は何か。個々の集落での取組事例を他の集落に伝達することで、前向きな取組が増加するのではないか。

→市町に確認したところ、「その他」を選択しているほとんどの集落が、「鳥獣害対策（柵の設置、維持管理ほか）」に取り組むこととしている。鳥獣害対策は、地域ぐるみで取り組むことで効果が上がり、農業生産活動の継続のために重要であるため、今後、他の集落にも呼びかけてまいりたい。

委員・協定参加者の中に「非農業者」が含まれる市町があるが、属性（集落内外、参加するようになったきっかけなど）に傾向はあるか。

→市町に確認したところ、ほとんどが「集落内の住民」であった。

→協定への参加のきっかけは「非農業者側が希望して参加した」（回答割合 66%）、「元来から『ともに集落を守る』意識を共有していた」（34%）などであった。

委員・農村環境は、これまでは集落住民だけで維持できたため、「よそ者」の協力は不要であった。しかし、状況は変わり、集落住民だけでは維持できないから、第 4 期対策で継続しなかった。

果たして、残る方法は、都市部との交流などを介し、集落外から担い手を連れてくるしかないのではないか。難しいことではあるが、システムを構築できれば、集落の農用地は維持することが可能と考える。

委員・農地は個人（地権者）の財産という考えから、いまだに「他人には貸したくない」との意見を耳にするが。

→農地を担い手に貸すことが、イコール「剥奪」されることでも、「地権者の生

活が取り上げられる」ことでもない。農地の貸借を進める時に、地権者側に繰り返し説明し、意識を変えていかなければならない。

○第4期(平成27~31年度)の概要について

平成28年度における制度の一部改正について

委員・一部改正の施行年月日は。また、集落への周知は進んでいるか。

→施行は平成28年4月1日から。

→制度周知は、さる5月23日に市町担当者会議でも説明し、順々に集落に伝達されているところ。

委員・今回の一部改正(交付金返還の緩和)は本来あるべき方向であり肯定する。農地の維持を、「協定を締結したから守れ」とか、「遡及返還」というペナルティで集落を縛って「行わせる」のではなく、(維持管理を)行った部分は評価して交付し、できなかった部分には交付しない、というスタンスが良い。

その発想であれば、他の集落に、「取り組んでみようか」の機運も生まれるのではないか。

委員・交付金の返還既定については、更に緩和させてはどうか。「維持できなくなった年度以降交付しない」ではなく、「再び維持ができれば交付も復活する」でも良いと考える。

○平成28年度の推進方策、その他

委員・推進方策で「関係機関・関係施策と連携した担い手の確保・定着の支援」とあるが、具体的には、どのような連携、支援を考えているか。

→農業生産サイドと連携して「担い手・集落営農対策」、「企業農業参入対策」を講じるほか、「儲ける農業」の実践のため、収益力向上の図れる作物の取組支援も考えている。

→森林部局とも連携し、「鳥獣害対策」を推進する。

委員・(前述の)調査結果より、集落を維持できない主要因は「労力不足」であった。集落住民だけで維持できている今のうちから、積極的に農村の情報を発信し、農地の貸借促進による担い手農業者の確保、グリーンツーリズムの展開による農村の応援者の囲い込みを行わなければ、農村環境を維持できなくなってしまうのではないかと懸念される。

委員・今後、農村地域の活性化を考えると、当制度や他の産業政策のほか、「グリーンツーリズム」や「農業の6次産業化」、さらに「空き屋対策」を含めて、集落のできることを考えていければ、農業生産や集落の維持のための活動の幅が広がると考える。